

手当

各種手当額の変更

4月支給分から支給額が上がります

特別障害者手当・障害児福祉手当について

特別障害者手当・障害児福祉手当は在宅で生活する重度の障がい者（児）に対して、介護などの負担を軽減するために支給される手当です。特別障害者手当は20歳以上の人を対象に、障害児福祉手当は20歳未満の人を対象に支給されます。なお、申請時には診断書の提出（所定の様式）や支給対象者・扶養義務者の所得制限の確認などがあります。

問い合わせ 社会福祉課

☎840・8103

各種手当額の変更について

平成31年全国消費者物価指数の実績値（対前年比0・5％増）を踏まえ、令和2年度の児童扶養手当、特別児童扶養手当および

【特別児童扶養手当】

区分【月額】	現在	令和2年4月分～
1級	52,200円	52,500円
2級	34,770円	34,970円

【特別障害者手当・障害児福祉手当】

区分【月額】	現在	令和2年4月分～
特別障害者手当	27,200円	27,350円
障害児福祉手当	14,790円	14,880円

【児童扶養手当】

区分【月額】		現在	令和2年4月分～
本体額	全部支給	42,910円	43,160円
	一部支給	10,120円～42,900円	10,180円～43,150円
第2子加算額	全部支給	10,140円	10,190円
	一部支給	5,070円～10,130円	5,100円～10,180円
第3子以降加算額	全部支給	6,080円	6,110円
	一部支給	3,040円～6,070円	3,060円～6,100円

戦没者などの遺族に対する第11回特別弔慰金

特別弔慰金の請求が4月1日から始まりまし

対象 戦没者などが先の大戦の元の軍人・軍属・準軍属、かつ、その遺族が戦没者などの死亡当時の遺族であること（戦没者の死亡後に生まれた人は該当しません）▶令和2年4月1日において、その戦没者に対する公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいないこと
対象の遺族の中から、代表者1人が手続きできます（代表者は必ず手続き前にほかの遺族の同意を得ること）

支給順位 1位▶弔慰金の受給権者、2位▶戦没者の子、3位▶戦没者と死亡当時生計関係

があり戦没者と氏が同じ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹、4位▶3位以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹、5位▶1位～4位以外の遺族で、戦没者の死亡当時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族（甥、姪など）

※第10回特別弔慰金を申請した人へ通知を送付しますが、申請は遺族の代表者となる人が行ってください。

受付時間 9時～11時、13時～16時

受付場所 市役所1階ロビー

問い合わせ 社会福祉課☎840-8132

機構改革

組織の見直し

つながりの豊かなまちを目指して新課・係を設置

内容 社会状況の複雑な変化や、多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、

本市の将来像である「つながりの豊かなまち」の実現

および効率的・効果的な組織運営を行うため、組織の見直しを行いました。

観光・スポーツ振興課 商工観光課の観光振興係を

移管し、スポーツ振興係の2係を設置

商工水産課 商工観光課の商工振興係と海人課を統

合

※商工観光課は解消母子保健係 子育て世代包括支援センターに対応する

福祉総務係・支援給付係

障害サービスの相談・給付業務の増加に対応するため社会福祉課援護障害係を分割

小中一貫教育推進班 小中

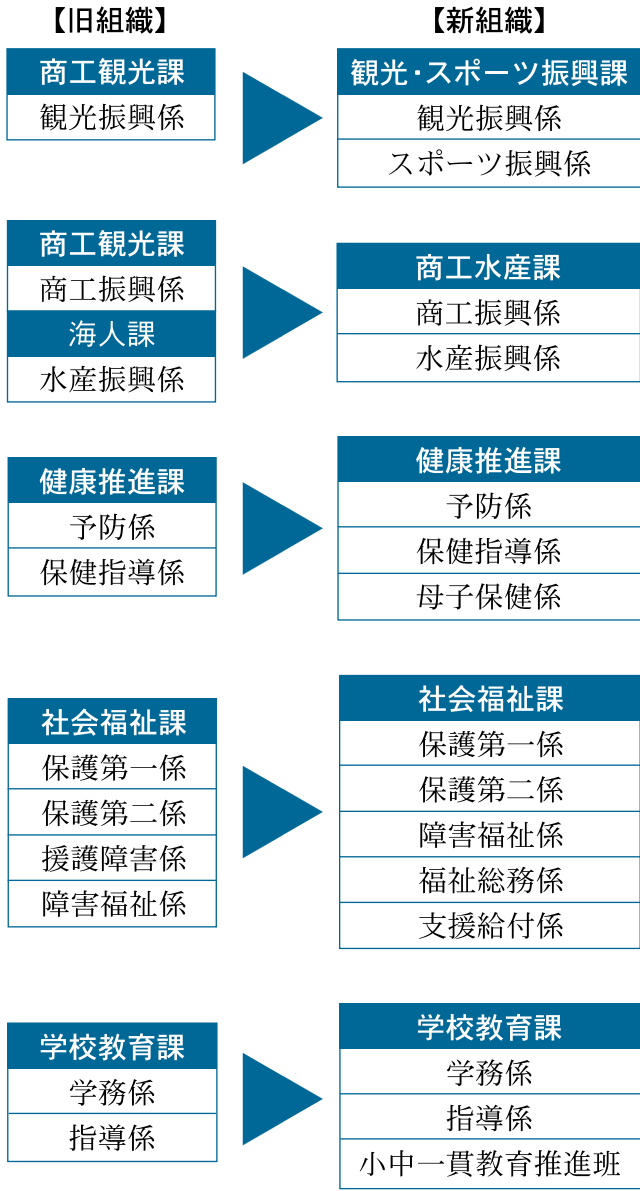
一貫教育の推進に向けて、

学校教育課に設置

実施時期 4月1日

問い合わせ 総務課

☎840・8113



糸満市生涯学習支援センターの使用料金

4月から使用料金の区分が時間単位に変わります

内容 これまでサークル室の使用料金について、午前・午後・夜間・全日と区分していましたが、時間単位で利用を希望する人が多いことから、4月から使用料金を次のとおり改めました。

旧使用料金

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～13時	13時～17時	17時～20時	9時～20時
サークル室	1,080円	1,080円	1,080円	3,240円

新使用料金

区分	サークル室No.1・4・5		サークル室No.2・3	
	市内	市外	市内	市外
1時間あたり	500円	700円	300円	500円

問い合わせ 糸満市生涯学習支援センター☎992-2869